

令和6年10月31日

【事例、防疫対策等に関すること】

島根県農林水産部畜産課

担当：加地

電話：0852-22-6022

【危機管理対策本部会議に関すること】

島根県防災部防災危機管理課

担当：加本

電話：0852-22-6775

島根県危機管理対策本部会議の開催結果について

(高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について)

大田市の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたため、島根県危機管理対策本部を本日3時に設置し、下記のとおり標記会議を開催しました。

記

日 時：令和6年10月31日（木） 4：30～4：45

場 所：島根県庁6階 講堂

出席者：知事、対策本部構成員（各部局長）、陸上自衛隊第13偵察戦闘大隊 計21名

内 容：次のとおり

1 対応状況等

【農林水産部】

- ・ p. 3～p. 8のとおり

【健康福祉部】

- ・ p. 9のとおり

【総務部】

- ・ 防疫業務に従事する職員の勤務時間について割振変更により対応する。
- ・ 防疫業務に従事する職員の健康管理への対応についてもフォローしていく。
- ・ 防疫業務に中心に対応する部局については必要であれば他部局からの応援も検討する。

【防災危機管理課】

- ・ 飼養鶏の殺処分等を早期に実施し初動防疫措置について万全を期す必要があるため、疑似患畜が確定した本日3時の時点で、陸上自衛隊第13偵察戦闘大隊に対し、災害派遣を要請し、これを受理していただいた。
- ・ また、作業については、農林水産部を除く各部局に対して動員依頼を行っており、各部局からの報告をもとに、すでに初日（10月31日）に対応する動員者を決定している。
- ・ 2日目（11月1日）以降の動員についても、各部局に必要な人数の動員を依頼する。

2 知事指示事項

- ・農林水産部については、発生農場での防疫対策が速やかに実施できるよう準備を確実に進めること。
他部局については、これ以降の追加の発生に備えて、緊急連絡体制を確認したうえで、追加の職員動員に備えること。
- ・家きん飼養者、とりわけ養鶏事業者の皆さまにおかれましては、農場の消毒と鶏舎への野生動物の侵入防止対策を徹底・再確認をすること、また、不安な事項は、遠慮無く家畜保健衛生所に相談するとともに、万一、異常な鶏を発見した場合は、ただちに通報することをお願いいたします。
- ・県民の皆さまにおかれましては、先ほど農林水産部からも説明がありましたとおり、我が国の現状において、鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染することはないということ、また、発生農場では徹底した防疫措置がとられますので、鳥インフルエンザに感染した鶏や卵が市場に出回ることはないことから、冷静な対応をお願いいたします。
- ・マスコミまた報道関係者の皆さまにおかれましては、現地での取材が、本病のまん延を引き起こす恐れがあること、加えて農家の方のプライバシーを侵害する恐れがあることから、農場の敷地内に立ち入って取材することは、厳に慎むようお願いいたします。
また、ヘリコプターやドローンを使用する取材は、防疫作業の妨げとなることから、これも厳に慎んでいただくようお願いいたします。

3 会議資料に関する問い合わせ先

【農林水産部】

内 容：高病原性鳥インフルエンザに対する対応について

担当課：農林水産総務課

担当者：足立

連絡先：0852-22-5393

【健康福祉部】

内 容：高病原性鳥インフルエンザ疑い事案への対応状況について

担当課：健康福祉総務課

担当者：山根

連絡先：0852-22-6331



島根県危機管理対策本部会議

【日 時】 令和6年10月31日（木） 4時30分～

【場 所】 島根県庁 6階 講堂

【次 第】

1. 対応状況等

2. その他



1. 対応状況等



発生経緯

- 1 異常の通報：**令和6年10月30日（水）（通報受理時間12:15）
農場から家畜保健衛生所へ通報
- 2 通報内容：**成鶏舎1棟の一部に固まって7羽の死亡を確認
- 3 現地での検査：**簡易キット検査（陽性判定時間15:00）
【内訳】死亡鶏 気管5/5、クロアカ5/5
- 4 県病性鑑定室での検査**
鳥インフルエンザPCR検査（陽性判定時間23:30）
H5亜型PCR検査（陽性判定時間2:00）
【内訳】死亡鶏 気管5/5、クロアカ5/5
生存鶏 気管0/2、クロアカ2/2



防疫措置スケジュール（予定）

【10月31日】

0:00 防疫作業準備に着手

2:00 島根県防疫対策本部設置（島根県農林水産部）

3:00 疑似患畜発生確定（農林水産省）

4:30 島根県危機管理対策本部会議

8:00 現地防疫作業（殺処分）開始

【11月4日】 殺処分完了

【11月7日】 農場防疫措置完了

※ 他の養鶏場には緊急消毒の実施、
異常鶏の早期通報等を指示済



一般県民のみなさまへ

- (1) 我が国の現状において、鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はありません。
- (2) また、発生農場では徹底した防疫措置がとられ、本病に感染した鶏肉や鶏卵が市場に出回ることはありません。



報道機関へのお願い

- (1) 現場での取材は、
- ・本病のまん延を引き起こす恐れがあること、
 - ・農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、
- 農場の敷地内に立ち入って取材することは厳に慎むようお願いいたします。
- また、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (2) 今後、定期的に本病発生に関する情報を提供しますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いいたします。



(10月31日 4時30分現在)

健康福祉部の対応

(1) 相談窓口の設置 (開設時間：平日8時30分～17時15分)

各保健所に相談窓口の設置を準備

- ① 県民の健康不安等に関する相談
- ② ペットとして飼育している鳥類に関する相談
- ③ 鶏卵や鶏肉の安全に関する相談

(2) 健康調査の実施

養鶏場の従業員等に対する健康調査を実施



2. その他